

# 国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書

## 1. 事業名及び関連施策

### (1) 事業名等

事業名	登記情報提供業務		
評価実施時期	令和4年3月	所管部局	民事局民事第二課

### (2) 関連施策

施策名	登記事務の適正円滑な処理
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 ( - 10 - (1))

## 2. 事業の概要等

### (1) 登記情報提供制度の概要

従来、登記情報を確認するためには、登記事務がコンピュータ化された登記所（以下「コンピュータ庁」という。）が管轄する場合であっても、登記所において登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面）若しくは登記事項要約書（登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面）を請求するか、又は郵送により登記事項証明書の送付を請求する必要があったが、オンラインによる登記情報提供制度が実施されることによって、インターネットを利用して自宅や会社に居ながらにして登記情報を確認することが可能となることで、利用者が情報を入手するための時間と手間が大幅に縮減されることになった。

オンラインによる登記情報提供の制度とは、上記のように、登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるようにし、取引の安全と円滑に資することを目的（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号。以下「提供法」という。）第1条）として、インターネットを利用して、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンでコンピュータ庁が保有する登記情報を確認することができる制度である。

本制度の利用に当たって、利用者は、利用料金を指定法人に支払い、指定法人が登記手数料を国に対して納付することになる。

### (2) 提供される登記情報及び利用料金

提供される登記情報	利用料金 (登記手数料相当額)
不動産登記又は商業法人登記の全部事項の情報	332円(320円)
不動産の所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに当該登記名義人が二人以上であるときは登記名義人ごとの持ち分のみについての情報	142円(130円)
地図等（地図、建物所在図又は地図に準ずる図面）又は土地所在図等（土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図）	362円(350円)
動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルに記録された情報	142円(130円)

利用料金とは、登記手数料相当額に指定法人が取得する情報提供手数料（12円）を加えたもの

### (3) 利用時間

午前8時30分から午後9時まで

なお、次の日は、利用することができない。

ア 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日及び3日並びに12月29日から12月31日までの間

#### (4) 登記情報提供業務の実施主体

法務大臣は登記情報提供業務を行う者として提供法第3条に掲げる一定の要件を満たす者を指定することができる」と規定している。

これは、登記情報提供制度の実施に当たっては、国が直接利用者に対してオンラインによる登記情報の提供を行うという方法を採用した場合には、利用者が手数料を前納する必要があるが、それでは、登記情報を簡易かつ迅速に利用することができるようにするという本制度創設の趣旨が達成されない。そのため、民間業者によるインターネット上の各種サービスの提供の場合と同様に、クレジットカード払いや銀行預金口座からの引き落としという簡便かつ多様な方法による利用料金の支払を可能にすることを目的として、登記所と利用者との間に指定法人を介在させることとされたものである。

また、登記情報提供業務の実施に当たっては、多数の利用者から利用料金を徴収するなど、相当量の事務が生ずることになるが、行政の簡素・合理化を図るという観点から、これらの事務を指定法人に行わせることとされたものである。

なお、登記情報提供業務の実施は、国に代わって行うものであり、当該業務は、営利を目的として行われることがあってはならない。

現在、当該登記情報提供業務を行う指定法人として、一般財団法人民事法務協会(法人番号 4010005003407)が指定を受けている。

一般財団法人民事法務協会は、登記、戸籍、供託及び後見等(以下「民事法務」という。)の制度に関する事業の実施、調査研究及び啓発宣伝等の活動を展開することによって、民事法務に関する情報の提供、知識の普及を図り、もって民事法務制度の発展と円滑な運営に寄与することを目的とする(一般財団法人民事法務協会定款第4条)。

#### (5) 指定法人の実施する業務内容

指定法人は、利用者からの委託に基づき登記情報システム又は地図情報システムに登記情報を請求し、提供を受けた当該登記情報を利用者へ送信する業務及び利用料金を利用者から徴収し、登記手数料を国へ納付する業務を行っており、利用料金から登記手数料を除いた残りの登記情報提供手数料をもって、登記情報提供業務を運営している。

### 3. 事業の実施状況

登記情報提供業務は、平成28年9月から運営されている。

登記情報提供制度の利用件数は、次の表のとおりである。利用件数は、平成28年度の130,913千件から令和2年度の139,268千件と、約836万件の増加となっている。登記事項証明書等の交付等の件数が減少傾向にあることを考えても、本制度の利用者は、おおむね増加傾向にあるといえることができる。

#### (登記情報提供制度の利用件数)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数(千件)	130,913	136,536	140,463	139,668	139,268

#### (参考：登記事項証明書等の交付等の件数)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数(千件)	104,369	101,400	99,699	96,872	94,663

また、指定法人が登記情報提供業務を実施するに当たって、利用者から登記情報提供手数料を徴収しているが、当該手数料は、登記情報提供業務を実施するための実費相当額とされており、利用件数及び登記情報提供業務に関する支出額を勘案して算定されている。利用件数の増加の割合に比して、登記情報提供業務の運用に必要な支出の増加が大きくないことから、当該手数料額は、利用件数の増加に従い、次の表のとおり平成28年10月の一件当たり15円から令和元年10月には14円、令和3年10月には12円となっている。

なお、手数料額の12円は、向こう3事業年度の所要経費見込み額である4,680百万円を3事業年度の利用推計件数である416百万件で除すことによって算出しており、手数料額の見直しについては、おおむね3事業年度ごとに行っている。

(指定法人の手数料)

期 間	平成19年4月1日 ~ 平成21年9月30日	平成21年10月1日 ~ 平成22年12月31日	平成23年1月1日 ~ 平成28年9月30日	平成28年10月1日 ~ 令和元年9月30日
手数料(円)	40	25	17	15
	令和元年10月1日 ~ 令和3年9月30日	令和3年10月1日 ~ ~		
	14	12		

#### 4. 評価結果等

##### (1) 必要性

「3. 事業の実施状況」で示したとおり、平成28年度の130,913千件から令和2年度の139,268千件と、最近5年間では、約836万件の増加が見られ、本制度の利用者がおおむね増加傾向にあるということができ、登記情報提供制度は広く国民に浸透してきている。今後もインターネット環境の普及とともに更に利用の拡大が見込まれることから、当該制度を運営する登記情報提供業務を実施する必要性は極めて高いといえることができる。

##### (2) 効率性

指定法人が登記情報提供業務を実施するに当たっては、利用者から登記手数料相当額とともに登記情報提供手数料を徴収しているところ、登記情報提供手数料は、利用件数及び登記情報提供業務に関する支出額(必要とされる経費)を勘案して実費相当額としており、その額は、利用件数の増加に従い、「3. 事業の実施状況」のとおり、引下げが行われている。

なお、登記情報提供業務の実施に当たって、国から指定法人である一般財団法人民事法務協会に対しての国費の支出はない。

このように、登記手数料相当額及び登記情報提供手数料の徴収に関する業務や徴収に伴う債権管理を指定法人が一括して行っており、徴収に伴うコストの低減と併せて徴収に係るリスクを集約している。また、利用者からの電話相談に関する業務についても指定法人が行っていることから、国が当該業務を実施するための人員及び予算等の確保をする必要がなく、登記情報提供業務を指定法人が行うことにより、同業務の効率性は高くなっているといえることができる。

##### (3) 有効性

登記情報提供業務によって、利用者は、インターネットを利用して、自宅又は事務所のパソコンにより登記情報を確認することが可能となり、登記所の開庁時間以外(午後5時15分~午後9時)であっても一定時間登記情報の提供を受けることができる。そのため、登記情報を確認するための時間や手間が大幅に縮減されるとともに、利便性が向上し、登記情報の簡易かつ迅速な利用を可能とするための手段として、有効である。

また、利用者が請求対象不動産の地番を容易に確認することができるよう、インターネット上で、住宅地図を用いて住居番号(住居表示)から地番を検索することができる「地番検索サービス」を平成27年4月30日から開始した。令和3年11月18日現在の提供地区は全国554市区町である。

##### (4) 総合的評価

登記情報提供業務によって、利用者は、登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるようになり、これによって、不動産取引の安全と円滑等に資するという提供法1条に掲げる所期の事業目的が達成されている。

## 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

上記のとおり、登記情報提供業務は、国民のニーズに合致した意義の高いものであるから、登記情報提供業務を継続していくことは、重要であるといえる。

なお、指定法人制度の在り方については、平成22年度に実施された行政刷新会議における事業仕分けにおける指摘を踏まえ検討した結果、登記情報提供業務の運用の透明性及び適正性並びにコスト縮減に向けた取組の強化を指導しつつ、現行の指定法人に登記情報提供業務を継続させることが相当であるとの結論に至ったところである。

## 6. 政策評価懇談会の知見の活用

### (1) 実施時期

令和4年2月28日

### (2) 実施方法

会議

### (3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

別添「国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書に対する質問・意見及び回答」のとおり

〔反映内容〕

なし

## 7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）

### 2 国の関与の透明化・合理化のための基準

#### (1) 府省が講ずべき措置

オ 事務・事業の定期的検証

「当該事務・事業（地方公共団体の事務を除く。）について、少なくとも3～5年ごとに政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。）を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うとともに、その結果をインターネットで公開する。初回の政策評価は平成23年度末までに実施する。」

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）

## 8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価の過程で使用したデータや文献等

・「登記情報提供制度利用件数」

（民事局民事第二課、令和3年11月作成、対象期間：平成28年4月～令和3年3月）

・「登記以外の事件報告表」

（大臣官房司法法制部、各年度ごと作成、対象期間：平成28年度～令和2年度）

## 9. 備考

	該当箇所	委員	質問・意見	回答
1	P4 5.評価結果の今後の政策への反映の方向性等	井上委員	「指定法人制度の在り方については、平成22年度に実施された行政刷新会議における事業仕分けにおける指摘を踏まえ検討した」とありますが、平成22年以降の検討状況をご教授ください。	<p>広く一般に行ったアンケート結果(平成23年11月17日～平成24年1月31日)において、現在の指定法人に代わって登記情報提供業務を行う意向のある者がおらず(現在に至るまでも当該意向のある者からの問合せはなく)、現在の指定法人に登記情報提供業務を行わせることが適当との意見が過半数であったこと、また、クレジットカード払いや口座引落しによる利用料金の支払い方法の利便性を維持する観点からは指定法人を介在させる必要があることから、現在の指定法人制の在り方を維持した上で、指定法人に外部評価委員会を設置して登記情報提供業務の評価を実施した結果を受けて、現行の指定法人に当該業務を継続させつつ、内部監査を実施して当該業務の運用の透明性及び適正性を担保し、引き続きコスト縮減に向けた取組を指導することとしました。</p>
2	P3 4.評価結果等(3)有効性	篠塚委員	登記情報の確認が、土日祭日にも可能なり、現行の平日の午前8時30分午後5時15分～午後9時の利用時間を更に拡大する方向での検討はなされていますか。その際、障害となっている事柄とそれらを克服する方策を検討されておられたら、教えてください。	<p>登記情報提供サービスは、現在、平日の午前8時30分から午後9時までの間でサービスを提供しているところですが、国民の利便性向上の観点から、広く一般に行ったアンケート結果(平成29年11月13日～12月1日)や拡大する時間帯のシステム運用にかかる経費等の費用対効果を踏まえ、令和4年10月から、以下のとおり、利用時間を拡大することを検討しています。</p> <p>【利用時間の拡大後】 平日：午前8時30分から午後11時まで 土日祝日：午前8時30分から午後6時まで</p> <p>【拡大した時間帯に提供する情報】 ・不動産に関する登記情報 ・会社・法人に関する登記情報 ・動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイル</p>

	該当箇所	委員	質問・意見	回答
3	P4 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等	篠塚委員	裁判手続のIT化に合わせた登記事項証明書の提出にあたり、書面での原本確認手続を介せず、代替する手続により、オンラインでできるように準備は進められているのでしょうか。	判例上、書証の申出は、相手方の同意があれば、写しの提出をもってすることも可能と考えられておりますので、御指摘の書面を書証として提出する場合も同様に扱われることになると思われ ます。 いずれにしても、民事訴訟手続のIT化後の登記事項証明書の提出の在り方については、今後も検討されていくものと認識して おります。
4	P4 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等	篠塚委員	登記手続のIT化に合わせた登記事項証明書の提出にあたり、書面での原本確認手続を介することなく、代替する手続により、オンラインでできるように準備は進められているのでしょうか。	登記手続の際の添付情報が電磁的記録により作成されている場合には、当該電磁的記録に作成者の電子署名がされている必要 があります。 現在、添付情報にする電子証明書として利用可能としているものとしては、公的個人認証サービス、電子認証登記所電子証明書などが挙げられており、その普及が図られているところ です。 なお、電子署名の普及に当たっては、例えば、公的個人認証サービスの利用の前提となる個人番号カードの取得の促進やペーパーレス化の推進を政府全体で行うなどの取組が一層必要 になるものと考えております。